鹿屋ふるさと共創基金条例施行規則をここに公布する。

令　和　8　年　4　月　1　日

鹿屋市長　　郷　原　　拓　男

鹿屋市規則第　30　号

令　和　8　年　4　月　1　日　　決　裁

鹿屋ふるさと共創基金条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、鹿屋ふるさと共創基金条例（令和７年鹿屋市条例第30号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることとする。

（処分の対象事業）

第２条　条例第５条に規定する鹿屋ふるさと共創基金（以下「基金」という。）の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合とは、これからの鹿屋市を担う人材の育成・確保及び市民の連携の強化に資する事業で、次に掲げる事業の財源に充てる場合とする。

(1) 幅広い関心や挑戦意欲を育む多様な学び・体験の充実に資する事業

(2) 新たな技術や知識等の習得への挑戦を支える事業

(3) 地域の産業を支える担い手の確保に資する事業

(4) 地域課題に取り組む「活動人口」や市と継続して関わりを持つ「関係人口」の確保に資する事業

(5) その他市長が必要と認める事業

（基金の管理）

第３条　市長は、基金の運用状況等を明らかにするため、毎年度、前条の事業に係る鹿屋ふるさと共創基金事業計画書（別記第１号様式）及び鹿屋ふるさと共創基金運用計画書（別記第２号様式）を作成することとする。

（雑則）

第４条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

別記

第１号様式（第３条関係）

鹿屋ふるさと共創基金事業計画書

<table>
<tr><td>事　業　名</td><td colspan="6">（新規・継続）</td></tr>
<tr><td>担当部課等名</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>担 当 者 名</td><td colspan="2"></td><td>内　線</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>戦 略 分 類</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>事 業 目 的</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>事 業 内 容</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>事業実施年度</td><td colspan="6">年度　～　　年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">総事業費（千円）</td><td colspan="6">財源内訳（千円）</td></tr>
<tr><td>国・県
支出金</td><td>その他</td><td>一般財源</td><td>合併特例
積立金</td><td>運用益金</td><td>備考</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

第２号様式（第３条関係）

鹿屋ふるさと共創基金運用計画書

（単位　千円）

事業区分	事業名（新規・継続）	事業内容	総事業費	財源内訳					事業実施年度	備考
				国・県支出金	その他	一般財源	合併特例積立金	運用益金		
⑴　幅広い関心や挑戦意欲を育む多様な学び・体験の充実に資する事業										
⑵　新たな技術や知識等の習得への挑戦を支える事業										
⑶　地域の産業を支える担い手の確保に資する事業										

(4) 地域課題に取り組む「活動人口」や市と継続して関わりを持つ「関係人口」の確保に資する事業										
(5) その他市長が必要と認める事業										
合　計										
運用可能額										
運用済額										
運用残額										